

フィデリティ・米国優良株・ファンド

追加型投信／海外／株式
2011.8.27

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号
設立年月日：1986年11月17日
資本金：金10億円(2011年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額…
2兆6,180億円(2011年6月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・米国優良株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年2月28日に関東財務局長に提出し、2011年3月1日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉フィデリティ投信株式会社

■フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
- 2 個別企業分析により、国際的な優良企業や将来の優良企業に投資を行ないます。
- 3 個別企業分析にあたっては、フィデリティ* の米国および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- 5 株式組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。
- 8 米国の代表的な株価指数であるS&P500（税引前配当金込／円ベース）をベンチマーク（運用目標）とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）
 - S&P500とは、投資情報会社であるS&P（スタンダード&プアーズ）社がニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQ登録の合計500銘柄について発表する米国の代表的な株価指数です。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※ファンドは「フィデリティ・米国優良株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

* FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

〔運用の委託先〕

マザーファンドの運用にあたっては、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（以下ピラミス）の概要

ピラミスは、フィデリティが米国において運用サービスを提供するもののうち、米国内におけるミューチュアル・ファンド以外の、米国内機関投資家向けおよび海外の個人投資家、機関投資家向けに商品、サービスを提供することを目的として、2005年3月に設立されました。ピラミスはフィデリティの一組織として、グローバルに展開するリサーチ・ネットワークを活用した運用を行なっております。

[フィデリティの企業調査]

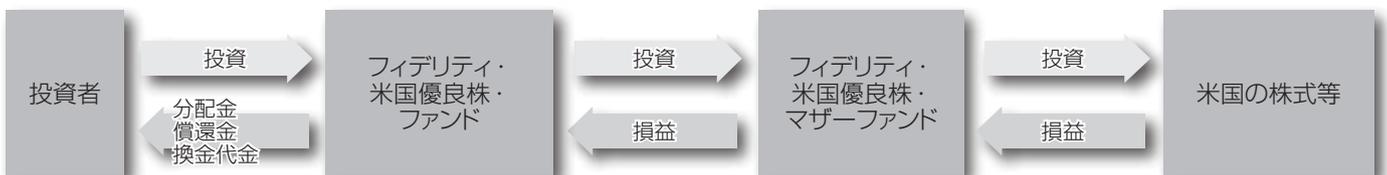
企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

フィデリティでは、仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、フィデリティのグローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



※上記はイメージ図です。

ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

収益分配方針

毎決算時（原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

エマージング市場 に関わる留意点	エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。
ベンチマーク に関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

- 運用担当部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- コンプライアンス部門 法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

3. 運用実績

(2011年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	7,815円
純資産総額	66.8億円

分配の推移

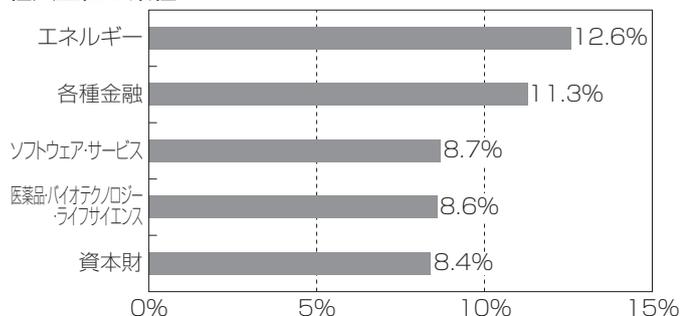
決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2006年11月	0円
2007年11月	0円
2008年12月	0円
2009年11月	0円
2010年11月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

株式	97.9%
新株予約権証券(ワラント)	—
投資信託・投資証券	0.6%
現金・その他	1.5%

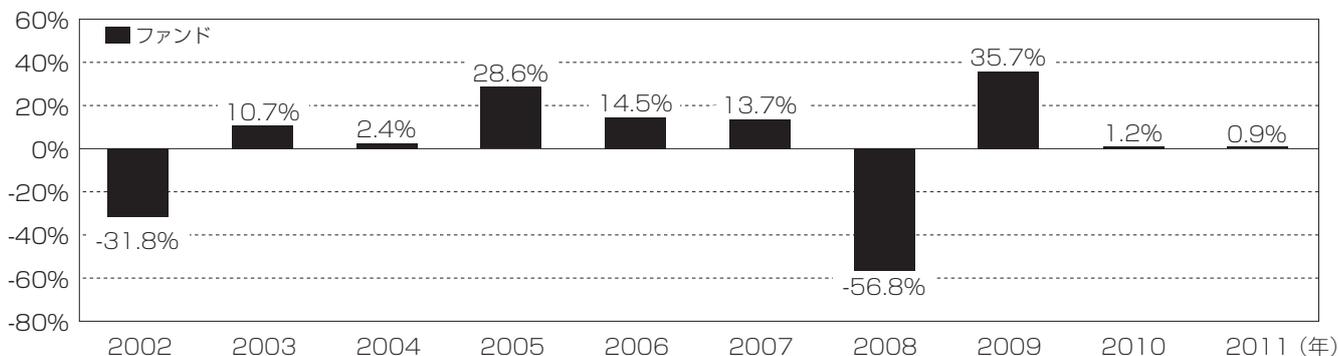
組入上位5業種



組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.6%
2	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	2.8%
3	CITIGROUP INC	各種金融	2.4%
4	CVS CAREMARK CORP	食品・生活必需品小売り	2.4%
5	GOOGLE INC CL A	ソフトウェア・サービス	2.4%
6	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.2%
7	CHEVRON CORP	エネルギー	2.0%
8	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	1.9%
9	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	1.7%
10	SCHLUMBERGER LTD NY REG	エネルギー	1.6%

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2011年は年初以降6月末までの実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
 ※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。
 ※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社へお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2011年3月1日から2012年2月27日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限（1998年4月1日設定）
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 3.15% (税抜3.00%) を上限として販売会社が定めます。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、年1.6065% (税抜1.53%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計算され、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

【運用管理費用 (信託報酬) の配分】 (年率)

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に対して	1.6065% (税抜1.53%)
委託会社	0.7665% (税抜0.73%)
販売会社	0.735% (税抜0.70%)
受託会社	0.105% (税抜0.10%)

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用 (信託報酬) の中から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等 ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。

その他費用・手数料 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等 ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

※上記は2011年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

